

埼玉県病院薬剤師会 生涯研修センター 会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 このセンターは埼玉県病院薬剤師会生涯研修センター（以下「本センター」と称する。

(所在)

第2条 本センターは社団法人埼玉県病院薬剤師会（以下「埼病薬」）事務局内に置く。

(目的)

第3条 医療は日進月歩している中で薬剤師業務は日々複雑となってきた。薬剤師業務の遂行に当たる薬剤師は医療の担い手の一員として調剤、医薬品の供給をはじめ、薬剤情報提供、チーム医療における病棟活動、TDMなど各専門分野における知識や技術向上などのためにも幅広い最新の知識と技能を習得することが不可欠である。

埼病薬では本センターを設置し、研修認定薬剤師制度に基づいた生涯研修の場をすべての薬剤師に提供すると共に、薬剤師としての知識と能力、技能を啓発し、高揚するために研修を実施し、また研修修了に基づいた単位を付与および規程の単位を取得した薬剤師を研修認定薬剤師として認定することを目的とする。

(事業)

第4条 上記の目的達成のために別に「認定薬剤師制度実施要綱」（以下「実施要綱」）を定め、次の事業を行う。

- ① 研修会の企画と事前評価
- ② 研修会の開催
- ③ 研修受講シールの付与
- ④ 研修会の事後評価
- ⑤ 研修認定薬剤師の認定と認定証の発行

(会員)

第5条 本センターの会員は埼病薬会員とする。

(広報の方法)

第6条 本センターの広報は埼病薬会誌（「埼玉病薬」）および本センターホームページへの掲載、および委員派遣の関係諸団体へのポスター配布活動とする。

第2章 センター長

(センター長の種別)

第7条 本センターにセンター長1名を置く。原則、埼病薬会員がこの任に就くこととし、センター長は埼病薬理事会で選任する。

センター長の任期は原則1年とする。ただし再任を妨げないこととする。

(センター長の職務)

第8条 センター長は本センターを代表して業務を総括する。センター長は各委員会の活動を把握し、必要に応じて助言する。

センター長は薬剤師が実施要綱に基づいて「研修認定薬剤師」として

の認定を求めてきたとき審議のうえこれを認定し、「研修認定薬剤師証」を与えねばならない。

第9条 センター長は埼病薬会員から企画委員会、実施委員会、評価委員会の委員長を任命する。

委員長の任期は原則1年とする。ただし再任を妨げないこととする。

第10条 センター長は埼病薬会員および第三者として薬剤師関係諸団体および学識経験者から委員を任命する。

委員の任期は原則1年とする。ただし再任を妨げないこととする。

第3章 委員会および委員

(委員会の種別と職能)

第11条 本センター内に企画委員会、実施委員会、評価委員会を置く。企画委員会は実施要綱に従い、研修会の企画を行う。実施委員会は実施要綱に従い、研修会の運営を行う。評価委員会は実施要綱に従い、実施された研修会の評価および個々の薬剤師からの申請等を評価する。

(委員会の構成)

第12条 企画委員会、実施委員会、評価委員会には委員長1名と委員5名以上が参加することとする。

(委員会の開催)

第13条 各委員会は実施要綱に定める役割や必要に応じて会議を行う。

(委員会の記録)

第14条 委員会の審議内容を記載した記録を作成しなければならない。

第4章 研修および研修会

(研修会)

第15条 研修会は実施要綱に基づいて企画し実施する。

第5章 研修認定および研修認定更新

(研修認定薬剤師の認定および更新)

第16条 研修を受講した薬剤師が定められた基準単位を取得した時に実施要綱に従い研修認定薬剤師として認定する。また継続研修を実施した場合にも同様とする。

第6章 事務局

(事務局)

第17条 研修センターの事務処理を行うために事務局を置く。

事務局職員はセンター長が任免する。

第7章 雑則

第18条 この会則の改定については、埼病薬理事会の承認を経て、施行する。

附 則

この会則は、認可の日から実施する。

設立許可 平成23年6月23日